

第 9 章 对象地域

第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」による対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、以下に示す範囲を包含する町とし、表 9.1 及び図 9.1 に示します。

- ・ 大気質・騒音・振動・地域社会の調査・予測地点位置を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域の区域境界から約 300m の範囲
- ・ 電波障害が生じるおそれがある範囲

表 9.1 対象地域

区名	町名
戸塚区	戸塚町、上倉田町、下倉田町

